

# 第269回奄美大島海区漁業調整委員会

## 議 事 録

### 1 日程等

- (1) 日 時 令和5年3月14日（火） 15:00～16:10  
(途中, 15:30～15:45まで公聴会開催のため中断)
- (2) 場 所 大島支庁本館4階大会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

### 2 議事内容及び結果

- (1) 令和5年の漁業権一斉切替に係る漁場計画案について（諮問）  
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (2) 知事許可漁業に係る制限措置について（諮問）  
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (3) その他

令和5年3月14日午後3時00分開会

【開 会】

吉元事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今から第269回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は委員10名全員の出席をいただいておりますので、本委員会は成立しております。</p> <p>それでは、茂野会長から御挨拶と、併せまして議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
茂野会長	<p>それでは、お忙しい中委員全員の出席をいただきましてありがとうございます。今年度最後の委員会になります。</p> <p>それでは、議事に入る前に、今回の議事録署名者を「山下委員」と「元山委員」にお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
茂野会長	<p>それでは今回は山下委員と元山委員をお願いいたします。</p> <p>また、会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることで御了承をお願いいたします。</p>

【議事1 令和5年の漁業権一斉切替に係る漁場計画案について（諮問）】

茂野会長

それでは議事1【令和5年の漁業権一斉切替に係る漁場計画案について】を議題といたします。県の説明をお願いいたします。

村田技術専門員

県庁水産振興課漁業調整係の村田です。それでは、議事1について説明いたします。資料1となります。

本議題は諮問事項でありますので、まずは1枚めくっていただいて、県知事印のある諮問文を読み上げます。水振第777号、令和5年2月22日、奄美大島海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事。奄美大島海区漁場計画の案について。このことについて、別添のとおり作成したので、漁業法第64条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

次のページをお開きください。右肩に「別添」とある資料になります。奄美大島海区漁場計画の内容とあります。ここからが奄美大島海区漁場計画の内容となりますので、順を追って御説明いたします。

「1 漁業権に関する事項」として、漁場計画には以下の事項が定めてあります。(1)としまして、漁場番号、漁業種類、個別漁業権又は団体漁業権の別、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置、漁場の区域、制限又は条件、関係地区、これらについては別紙のとおりとしておりました次ページ以降記載をしておりますので、後ほど御説明いたします。

(2)の存続期間です。①共同漁業権。令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間となっております。②区画漁業権。第一種区画漁業としまして、魚類養殖業、のり養殖業、もずく養殖業、真珠母貝養殖業、ひおうきがい養殖業、これらにつきましては令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間、真珠養殖業については、令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間、(イ)第二種区画漁業権、くるまえび養殖業については令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間となっております。

次のページをお開きください。漁場計画の案について、それぞれの漁業が記載されている目次となっております。漁場計画の構成としましては、共同漁業権、次に区画漁業権という形で資料が構成されております。一番最後の38ページがくるまえび養殖業となっております、その後漁業権の箇所を示した連絡図を添付しておりますので、御参考ください。

説明においては、参考資料としまして変動一覧、表になっている資料がございます。これと、区画漁業権変更等箇所図、参考図というこの2つの資料も合わせて説明いたしますので、お手元に御準備いただきたいと思っております。

漁場計画の策定については、令和3年度当初より資料整理を行いまし、令和3年8月末から共同漁業権の現地調査を開始しております。奄美大島地区には令和3年12月から与論町漁協をスタートに、各島々において共同漁業権、区画漁業権のヒアリングや新規要望箇所の測量等を行い、漁場計画の素案を策定し、昨年12月から本年1月にかけてパブリックコメントを実施しております。その後、海上保安部や港湾管理者、市町村等との公益協議を行いまして、計画案としてとりまとめ、県知事まで決裁を受けたものを本日お示ししております。

それでは、漁場計画について説明いたします。1ページをお開きください。奄美大島海区、(1)共同漁業権になります。共同漁業権は、第1種、第2種、第3種、そして第3種の中につきいそ漁業、飼いつけ漁業権の各種類がございますが、奄美大島海区においては、第1種、第2種のみとなっております。参考資料の変動一覧に、当海区において現在の免許内容と変更のあるものについて一覧表を作成しておりますので、御覧ください。共同漁業権については、表の上の点線で囲んである見直しのポイントにありますように、利用実態に合わせた漁業の追加や削除を行っております。具体的には、行使の実態のない漁業、あるいは経済的価値が低い、資源管理が行われていない漁業につきましては削除、また、これまで漁業権の対象種として入っていなかったものの、採捕実態があり、資源管理等が行われている漁業については新たに追加したところでございます。

まず1ページの大共第1号の奄美漁業の笠利・龍郷地区になります。変動一覧の表にありますとおり、第1種共同漁業のとこぶし漁業について追加を行っております。これは、龍郷地区においてとこぶしの放流を行っており、今後も放流を継続し、資源管理を行って利用していきたいとの要望がありましたので、追加をしております。その他の第1種、第2種の共同漁業の内容については、適切かつ有効に活用されているとの判断の下、従前の内容で計画し、切替えを行う予定としております。

続いて、大共第2号、奄美漁協の住用地区で、名瀬漁協との共有漁場になります。第1種、第2種ともに共同漁業権の内容について行使実態、漁獲実績があり、現在の内容と同様の内容にて切替えを行う予定であります。

大共第3号、名瀬漁協の管内になりますが、第1種の貝類やたこ、いせえびについては、徒手採捕、又は素潜りにて採捕を行っており、行使実態、漁獲実績がある状況でございました。また、第2種の雑魚建網、あさひがにかかり網漁業についても、行使実態、漁獲実績があるとのことでしたので、従前の内容にて切替えを行う予定としております。

大共第4号です。奄美漁協の大和村の管内になります。貝類については自家消費が多いものの行使実態、漁獲実績があるとのことで、第2種の雑魚建網、あさひがにかかり網漁業とともに従前の内容で切替えを行う予定としております。

大共第5号は、宇検村漁協の管内になります。素潜りによるいせえび採捕や潜水器による貝類の採捕等が行われておりまして、第2種共同漁業の網漁業を含め、行使実態、漁獲実績があるとのことでしたので、従前の内容で切替えを行う予定としております。

大共第6号は、瀬戸内漁協の管内になりますが、第1種の貝類、たこ、いせえびは全て徒手採捕又は素潜りによる採捕が行われております。漁協へ水揚げ実績がある種類と、自家採捕が中心になっているものがありますが、第2種の網漁業を含め、行使実態、水揚げ実績があることから、従前の内容にて切替えを行う予定としております。

大共第7号、8号については、区域としては非常に狭い区域ではありますが、それぞれの漁業において、行使実態、漁獲実績があり、従前の内容で切替え予定です。

9号以降については、本島以外の島々になりまして、喜界島が第9号になります。まがきがいについては採捕実績がないということなので、削除を行っております。その他については、自家消費が中心ではありますが、行使実態、漁獲実績があることから、従前の内容にて切替え予定としております。

徳之島の第10号においては、すじあおのりについて、現在は採捕状況が不明とのことでございましたので、これを削除しております。一方で、ひとえぐさについて、漁獲実績がこれまでもあったということですが、対象種として入っていなかったということで要望がありましたので、そのようにしております。第2種の建網、雑魚建干網漁業等は、行使実態、漁獲実績があることから、従前の内容にて切替える予定としております。

沖永良部島の11号については、第1種共同漁業になまこ漁業を追加しております。これは、漁業法の改正により、あわび、なまこ、しらすうなぎについては特定水産動植物に指定されておりまして、漁業権漁業、もしくは知事許可漁業に基づく採捕以外は認められないことになっておりますことから、採捕の実績や今後の採捕の可能性のある漁業については追加を行うようヒアリングの際に実績等を確認していたところ、採捕の実績が確認されましたので、追加を行うものです。その他、第2種共同漁業の雑魚建干網漁業について、行使実態がないとのことでありまして、削除を行っております。その他については、従前のとおり切替えを行う予定としております。

共同漁業権の最後です。与論町漁協の12号については、全てについて行使実態、漁獲実績があり、これまでと同様に切替える予定としております。

なお、与論町漁協のほうからは、ヒアリングの際に、せみえび、ぞうりえびについて、第1種共同漁業の対象種に加えてほしい旨の要望がありました。漁業法において第1種共同漁業の対象については、藻類、貝類、農林水産大臣の指定する定着性の水産動植物と定められておりますので、その中にせみえびなどが入っていないことから、今回、追加を行っておりません。共同漁業権については以上になります。

続きまして、区画漁業権です。漁場計画の6ページ以降になります。まず、魚類養殖ですが、変動のあった箇所を中心に説明します。変動一覧の2ページになります。それと、添付しております参考図も用いながら説明いたします。

まず、宇検村漁協の管内については、全体として生簀の台数の増減はございませんでしたが、利用実態に応じて各漁業権間での生簀の台数のやり取りがあったところです。参考図の1ページをお開きください。参考図は左側が現在の漁場の配置を示しております。右側がこの計画に書いてある変更案となっております。まず、大特区魚第1号ですが、左側の図のとおり、この漁場は、現在、同じ区域で1号、2号が被せた漁場で免許されております。左側の図の左側のほうです。変更の内容としては、図の下の四角の囲いに記載してありますとおり、漁場利用の変更として、「天然くろまぐろ」と「くろまぐろ（人工種苗（親魚））」の養殖漁場から「天然くろまぐろ」のみの養殖漁場に変更しております。これまで養殖されていた「くろまぐろ（人工種苗（親魚））」のほうは、変更案の9号漁場に移転します。変動一覧では、1号漁場の生簀の台数が63台から161台に増加しています。一覧表の上のほうですね。これは、現在の8号漁場の「天然くろまぐろ」の一部を移転しまして、当該漁場に集約した分であります。そのことについては、変動一覧の3段目に記載しております。右図の変更案の右下に7号、8号、9号という漁場がありますが、元々「天然くろまぐろ」と「人工種苗由来のくろまぐろ」を生産していた漁場について、同一の漁場区域において、「天然くろまぐろ」と「くろまぐろ（人工種苗）」、「くろまぐろ（人工種苗（親魚））」を養殖するとして漁場利用の変更を行ったものです。なぜこの変更を行ったかという、管理施設に近い場所で稚魚ですとか幼魚を目の届く範囲で管理したいとの要望がありましたので、そのような形にしております。各漁場の区域内での生簀の増減はないということですが、複雑な内容となっているんですけど、行使されている漁業者の方の要望に応じて、より生産しやすい、より管理しやすい形で行っているということで御理解いただければと考えております。宇検村についての変更は以上です。

続いて瀬戸内漁協の管内です。参考図については2ページを御覧ください。変動一覧のほうの大特区魚第17号というところは、条件の変更として、生簀の24台を現在の20号に移設するというようになっております。魚17号の隣の魚18については抹消という形で点線の括弧の中で矢印が引っ張ってると思いますが、18号の漁場についてはこの漁場を抹消しまして、生簀については、右側の図の24号に持っていくという形になっております。現在、左側の図の方で、真ん中の右下のところに四角い漁場が3つ、重なってある漁場があるかと思えます。大特区魚第25号、大特区魚第28号、第27号、ここの漁場については、右側の図を見ていただくと、今度の計画ですけど、仕切りがなくなっているかと思えます。参考図の右側の下の四角の変更内容にあるとおり、漁場利用の変更として、同一の漁場区域について、「天然くろまぐろ」と「くろまぐろ（人工種苗）」、「くろまぐろ（人工種苗（親魚）」を養殖する形で漁場利用の変更を行っております。これについては、行使者の方から、稚魚期、幼魚期の魚というのは、大型魚と比べ、餌やりの回数が多いので、成魚までの小型魚を含め、1つの漁場で集約して省力化を図りたいとの要望があったことから、そのような形にしております。一方で、区域を分けずに養殖が可能となりますが、天然くろまぐろ養殖については、国際的な資源管理の中、生産管理がされておりますので、生簀の中に何の魚が入っているか、視覚的に見て分かるように生簀の色分け等、漁協において十分な管理を行っていく予定としております。

続きまして、参考図の3ページを御覧ください。3ページのほうは花天の漁場になります。天然くろまぐろ養殖の漁場として免許しておりましたが、利用実態としては天然くろまぐろを養殖するのではなくて、人工種苗を用いたくろまぐろの養殖をしているということで、それと、種苗生産用の天然親魚を養殖している漁場ということでありましたので、実態に合わせた漁場利用に変更したものです。魚類については以上で、瀬戸内漁協全体では230台の生簀が削除という形になっております。

続きまして、もずく養殖になります。変動一覧の2ページ、魚類の下になりますが、変動一覧に記載のとおり、3件の新規、5件の抹消となっております。まず、奄美漁協においては、2漁期以上の活用が見られない漁場について1件抹消を行っております。変更図の4ページの左側に笠利の喜瀬地区の地図が載っているかと思えますが、もずくの養殖の新規漁場が1件ございまして、矢印が引っ張ってある漁場、大特区も第7号と書いてありますが、これについて新たに漁場を設置してあります。

名瀬漁協においては、15号、16号という漁場が小宿にありましたが、当初、区域の拡大の要望もありましたが、要望区域については、他の海面利用者との調整が整いませんでしたので、拡大という形での変更は行っておりません。また、既存漁場についても、養殖期間外の漁具の回収等について漁協内で検討した結果、漁場の継続利用を行わないということになったので、抹消しております。その他、名瀬漁協の根瀬部にある17号、18号について、2漁期以上の活用が見られないことから抹消しております。

もづく養殖については、徳之島漁協の山地先、山という地区の地先になるんですが、ここに新たにもづく養殖に取り組みたいとの要望がございましたので、2つの漁場を新設しております。それについては、参考図の4ページの右側のほうに図を示しております。

次に、変動一覧の3ページを御覧ください。一番上がのり養殖になるんですが、沖永良部島漁協の第5号漁場については、2漁期以上の活用が見られないということでありましたので、抹消となっております。

次に、真珠母貝垂下式養殖について、参考図の5ページのほうを御覧ください。右側のほうになります。瀬戸内漁協において、真珠養殖漁場から真珠母貝養殖への変更の要望がありましたので、そのような形で変更しております。

その他、参考図の左側、これは与論の百合浜の地先になるんですが、ひおうきがいの新規漁場の要望がございましたので、図のとおり、ひおうきがいの漁場を設定しております。

くるまえび養殖については、瀬戸内町のホノホシ海岸近くの3漁場において、行使される方がもういらっしやらないとのことですので、抹消となっております。

変動一覧の真珠養殖の抹消案件については、先ほど説明しました真珠母貝への変更した案件でございます。

以上が奄美大島海区漁場計画の案についての説明になります。

茂野会長 説明が終わりましたが、質疑につきましては、この後行われる予定の公聴会終了後にお受けすることですよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

茂野会長 ここで、奄美大島海区漁業調整委員会公聴会に関する手続規程第6条に基づき、公聴会の議長を選任したいと思います、私が議長でよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

茂野会長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

---

《公聴会開催のため、委員会を一時中断》

---

茂野会長 それでは、委員会を再開いたします。議事1「令和5年の漁業権一斉切替に係る漁場計画案について」に関して、委員から御意見や御質問はございませんでしょうか。

鳥居委員 まず1点なんですけど、大共第9号のですね、喜界島がまがきがいの漁業を削除したとのことだったんですけども、これはかつてはかなりまがきがいが採られていて、最近、いろんな地域で資源の減少があって、漁業としての実態がなくなったという理解でよろしいでしょうか。

村田技術専門員 喜界島のまがきがいについては、前回の10年前の切り替えの時も、いるはいるんだけど、漁獲の実績として上がっていなかったというところで、少し様子を見てみようというところで、今回の10年間を経過したところ、やはり、数も少ないし、水揚げとしても、漁業者として利用されていないというところで削除となっております。

鳥居委員 ありがとうございます。もう1点なんですけども、与論でしたっけ、せみえびとぞうりえびの要望があったんですね。要望はあったけれども今回は追加しませんでしたという御説明だったと思うんですけども、確かこれは大臣指定の定着性の動植物の中にせみえびとぞうりえびが入っていないから入れることは難しいという感じなんではないでしょうか。それとも、今後何か検討するような、第1種共同漁業権の対象に組み込むことができるような、ちょっとそこら辺の情報とかありましたらよろしくをお願いします。

村田技術専門員	<p>説明にありましたとおり、漁業法の中で第1種の共同漁業の対象については、藻類、貝類、まあこれは各地域の実情に応じて設定することができるんですけども、定着性の水産動植物については農林水産大臣が指定するものとしてございまして、指定されるものの中にせみえびというのが今の段階では書いていないということでありまして、指定について何らかの変更がない限りは追加することができないという状況になります。</p>
篤委員	<p>確認なんですけども、共同漁業権の中のとこぶし漁業というのが対象になっていると思うんですけども、とこぶし漁業には、いわゆる私のほうではあなごじゃないかと思うんですけども、あなごが含まれているからとこぶし漁業なのか、本当のとこぶしなのか、どちらなんですか。</p>
村田技術専門員	<p>実際地元にいるものとしてはあなごだと思いますが、龍郷の方で放流されているのはとこぶしを放流しているというところで、それについても引き続き放流を行って、管理しながら採っていききたいとの要望でしたので、漁場計画のほうでは、とこぶし漁業ということで記載させていただいております。</p>
篤委員	<p>その際に、例えば宇検村とか他のところもとこぶし漁業というのが入っているんですけど、では、あなごを一般の人が採った場合には漁業権の侵害には当たらないということになるのでしょうか。</p>
村田技術専門員	<p>漁業権の侵害というところで行くと、司法機関から捜査事項照会ということで、これについてはどういったものが含まれるかということで県のほうに照会がくるかと思いますが、その際には、実際には地元の呼び名としてはあなごというものも含めてとこぶし漁業として管理をしているということなので、そういった形で県としては報告させていただきたいと思いますので、その点で言えば、あなごもとこぶしに含むという御理解で良いかと思います。</p>
篤委員	<p>はい、ぜひそのようにお願いします。</p> <p>それからもう1点すみません。くろまぐろの区画漁業権なんですけど、くろまぐろは天然と人工とで分かれて漁業権をしていると思うんですけど、漁業の名称もそうなっているんですけど、先ほどから親魚という言葉が出てくるんですけど、この親魚というのは制限条件か何かに入ってくるんですか。</p>

板坂技術主幹兼  
漁業調整係長

くろまぐろ養殖に関しましては、平成23年に水産庁からの通達によって天然種苗への漁獲圧をかけないということで、天然種苗による養殖枠は増やさないという指示がありまして、それに従ってやってきた中で、生産して、人工種苗の養殖なら問題ないというところで、人工種苗の漁場が（平成）25年の時点ではできたところです。その後、人工種苗を作る際の親の養成の漁場が欲しい、出荷用の漁場をそのまま親魚養成に使うとなかなか回っていかないという要望もありまして、平成27年だったと思うんですけど、人工種苗による卵を採るための親の漁場は別途漁場として増設できますよという形で各年度ごとにいろんな推移があって、現在、天然と、人工と、親魚養成という3段階の漁場になっています。そして、それがバラバラ免許された状況にありましたので、今回、漁場ごとに見た目で管理している状況が見分けられるのであれば、1つの漁場を大きくくりとして天然と人工と、親魚養成とを、その方が使い勝手がいいという現場の要望もありましたので、対応をしているところなんです。それはこれまでの経過の中で、その都度積み上がってきたものを少し整理した状況になっているところです。

篤委員

あと1点、与論の百合浜にひおうきがいの養殖場が新設されるみたいなんですけど、もずく養殖場はそこまで気にならないと思うんですが、ひおうきがいだとフロートがいっぱい浮いた形になるのかなと思いますけど、北の方は観光地だと思うんですが、漁協さんはそうかもしれませんが、観光の面から何か景観が悪くなるとかなんとかとかいうような話はないんですか。

村田技術専門員

区域としてはある程度広さを、この区域の中にはさんご礁の起伏が激しい場所があったりとか、実際養殖の施設を置く場所というのが限られた場所しかないんで、このような形で広く取っているんですが、実際は、設置される漁具としては少ないというところで、観光面からの影響というのは、ヒアリングを行った際には聞かれなかったところがございます。

鳥居委員

今回の漁業権切り替えから、区画漁業権について、個別漁業権か団体漁業権かというのが入ったと思うんですけど、特に個別漁業権の要望というのは、奄美大島海区からはなかったというような理解でよろしいでしょうか。

村田技術専門員	個別漁業権についてはですね、現時点でも直接免許としまして、真珠養殖については企業のほうに直接免許をさせていただいております。これらの漁業については、漁協が漁業権者となる漁業権ではなく、個別漁業権として整理させていただいて、免許を受ける際には企業等からの申請が上がってくるのが可能な状況となっております。
鳥居委員	魚類養殖は特に（要望は）なかったですか。
村田技術専門員	魚類養殖についてはございませんでした。
茂野会長	他に質疑はございませんか。よろしいですか。 それでは、質疑もないようですので、議事1については、原案のとおり定めることを適当とする旨、答申してよろしいですか。
各委員	（異議なし）
茂野会長	御異議がないようですので、議事1については、原案のとおり答申することとして決定いたします。

【議事 2 知事許可漁業に係る制限措置について（諮問）】

茂野会長

次に「その他」ということで、事務局から1点、追加で委員に協議いただきたい事項があるとのことです。議事事項は、【知事許可漁業に係る制限措置について】です。この件は、諮問事項となっております。事務局から説明をお願いします。

山神水産技師

議事2について説明いたします。資料2の1ページを御覧ください。

潜水器漁業許可については、令和4年5月1日に一斉更新を行いました。追加で許可を要する者が現れたため、鹿児島県漁業調整規則に基づき、制限措置の内容等を奄美大島海区漁業調整委員会に諮問させていただくものであります。

諮問文を読み上げさせていただきます。大島林水第2004-35号、令和5年2月24日、奄美大島海区漁業調整委員会会長様、大島支庁長。知事許可漁業に係る制限措置等について（諮問）。このことについて、下記漁業許可に係る鹿児島県漁業調整規則（以下、規則）第11条第1項に基づく制限措置の内容等を別案のとおり定めたいので、規則第11条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。記、漁業種類、潜水器漁業。

続いて2ページを御覧ください。鹿児島県漁業調整規則第11条第1項に基づく制限措置の内容等について説明させていただきます。

1. 潜水器漁業。（1）制限措置。潜水器漁業は対人許可漁業ですので、制限措置は操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格について定めます。漁業種類、潜水器漁業。操業区域、大共第9号共同漁業権漁場内。漁業時期、1月1日から12月31日まで。漁業を営む者の資格、定めなし。許可又は起業の認可をすべき漁業者の数、1。（2）申請すべき期間。令和5年3月20日（月）から同年4月20日（木）まで。（参考）許可の有効期間。令和5年4月許可日から令和7年4月30日。

続きまして、3ページを御覧ください。諮問内容に係る大島支庁の考え方について説明いたします。中段、諮問内容に関する大島支庁の考え方を御覧ください。制限措置の内容については、現行の許可に合わせております。許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は許可申請予定者数としております。これについては、

- ・ 操業区域を主に利用する地元漁協が同意していること。
  - ・ 1者のみの増加であり資源状況的に問題ないと考えられること。
- などから、許可申請予定者数として問題ないと考えております。

申請すべき期間は鹿児島県漁業調整規則により1月を下らない範囲内と定められていることから、令和5年3月20日から令和5年4月20日とします。

許可の有効期間は鹿児島県漁業調整規則により3年間と定められていますが、更新のタイミングを他の許可者に合わせるため、令和5年4月許可日から令和7年4月30日までとします。

許可の基準については、4ページに別紙1として示しているとおり、令和3年5月28日に開催された第258回奄美大島海区漁業調整委員会で諮問し、承認を得ている基準を適用します。

以下は参考資料ですので、お目直しをお願いします。以上で議事2についての説明を終わらせていただきます。

茂野会長 説明が終わりましたが、御意見や御質問はございませんでしょうか。

各委員 (特になし)

茂野会長 それでは、質疑もないようですので、議事2については、原案のとおり定めることを相当とする旨、答申してよろしいですか。

各委員 (異議なし)

茂野会長 御異議がないようですので、原案のとおり答申することと決定いたします。

【その他】

- 茂野会長                    その他，事務局や委員の方から何かございませんでしょうか。
- 丸山書記                    次回の委員会の予定なのですが，令和5年度の1回目を5月8日の週で予定したいと思いますので，日程については個別に各委員の皆様に御相談させていただけたらと思います。5月のゴールデンウィーク明けの週です。ソデイカの（委員会指示）更新の時期になりますので，ソデイカ漁業の委員会指示更新の協議をさせていただく予定になるかと思いません。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 茂野会長                    他にないですか。それでは，委員のほうから何かありませんか。
- 各委員                    （特になし）
- 茂野会長                    特にないようですので，以上で，本日予定されておりましたすべての議事を終了いたします。  
                                  議事進行に御協力いただき，ありがとうございました。
- 吉元事務局長                これをもちまして，第269回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。  
                                  本日はありがとうございました。

議事録署名

茂野 拓真



山下 安富



元山 公知

